

廃第 4 9 6 号－ 3
令和 7 年 7 月 2 2 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 1 4 条の 3 の 2 により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県成田市吉倉 1 6 5 番地 1 米山基礎工業株式会社（代表取締役 米山 信一） （法人番号 1 0 4 0 0 0 1 0 4 3 2 7 4）
許可の番号	第 0 1 2 0 0 2 1 4 7 4 3 号
処分の年月日	令和 7 年 7 月 2 2 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	米山基礎工業株式会社は、法第 2 5 条第 1 項第 1 5 号及び第 3 2 条第 1 項第 1 号の規定により、罰金刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第 1 4 条第 5 項第 2 号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号ニ（法第 2 5 条から第 2 7 条まで又は法第 3 2 条第 1 項（法第 2 5 条から第 2 7 条までの規定に係る部分に限る。）の規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第 4 9 9 号－ 3
令和 7 年 7 月 2 2 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 1 4 条の 3 の 2 により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	大阪府門真市速見町 2 番 1 2 号 株式会社ショーナン（代表取締役 米田 光昌） （法人番号 3 1 2 0 0 0 1 1 6 0 6 9 5）
許可の番号	第 0 1 2 0 0 1 7 6 9 7 9 号
処分の年月日	令和 7 年 7 月 2 2 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処 分 理 由 〔該当条項を含む〕	株式会社ショーナンは、同社の株主であって法第 1 4 条第 5 項第 2 号ニに規定する役員（法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に該当する者が、懲役刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第 1 4 条第 5 項第 2 号ニに該当するに至ったことから、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第 5 0 0 号－ 3
令和 7 年 7 月 2 2 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 1 4 条の 3 の 2 により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	東京都足立区加平二丁目 4 番 7 号 有限会社湯浅商会（代表取締役 湯浅 一志） （法人番号 7 0 1 1 8 0 2 0 1 9 9 9 6）
許可の番号	第 0 1 2 0 0 1 3 4 9 4 1 号
処分の年月日	令和 7 年 7 月 2 2 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	有限会社湯浅商会は、破産手続開始の決定を受けたことにより、法第 1 4 条第 5 項第 2 号イで規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ロに該当するに至ったことから、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684